

松山市自動車関連事業者行政処分取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づき市長が行う行政処分に関し必要な事項を定めることにより、行政処分を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「行政処分」とは、次の各号のいずれかの処分を命ずることをいう。

- (1) 法第51条又は法第58条の規定に基づく登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）
 - (2) 法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）
 - (3) 法第51条、法第58条又は法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の全部若しくは一部の停止の命令（以下「事業停止命令」という。）
- 2 この要領において「登録業者」とは、法第42条第1項若しくは法第53条第1項の規定による登録を1以上取得している者をいう。
- 3 この要領において「許可業者」とは、法第60条第1項若しくは法第67条第1項の規定による許可を1以上取得している者をいう。
- 4 この要領において「違反行為」とは、法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為その他行政処分を行う対象となる全ての行為をいう。
- 5 この要領において「欠格条項」とは、登録に関しては法第45条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号並びに法第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号の規定、許可に関しては法第62条第1項第2号イからヌまでの規定をいう。

(行政処分を行う場合の原則)

第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。

- 2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。

(登録の取消しの基準)

第4条 市長は、登録業者が別表第1各項（3の項（9）及び（11）並びに

法第42条第1項の規定による登録を取得している者にあつては（2）、法第53条第1項の規定による登録を取得している者にあつては（5）をそれぞれ除く。）のいずれかに該当する場合は、登録の取消しを行うものとする。

（許可の取消しの基準）

第5条 市長は、許可業者が別表第1各項（3の項（4）及び（7）並びに法第60条第1項の規定による許可を取得している者にあつては（8）、法第67条第1項の規定による許可を取得している者にあつては（12）をそれぞれ除く。）のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

（事業停止命令の基準）

第6条 市長は、登録業者が別表第2（2の項（3）及び4の項（2）を除く。）の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。

2 市長は、許可業者が別表第2（2の項（1）及び（2）を除く。）の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期日を定めて、事業停止命令を行うものとする。

3 事業停止命令は、当該違反業者に係る当該事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができると思われるときは、この限りでない。

（行政処分の特例）

第7条 市長は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他市長が適当と認める特別の事由があるときは、第4条（別表第1 1及び2の項に該当する場合を除く。）及び第5条（別表第1 1及び2の項に該当する場合を除く。）又は前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することがある。

2 前項の場合において、別表第2 2の項に該当することによる行政処分の内容を軽減する場合は、30日を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。

（公表）

第8条 市長は、違反行為等が重大でかつ社会的影響が大きく、法の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、決定した行政処分の内容、被処分者の氏名又は名称及びその原因となった違反行為等の概要を公表することがある。

(履行の確認)

第9条 市長は、行政処分を行った場合は、法の規定に基づき関係事業所等に対して立入検査を行い、行政処分の履行状況を確認するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、行政処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年1月5日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係） 登録及び許可の取消しの基準

- 1 取得している登録又は許可に係る欠格条項に該当するに至ったとき。ただし、処分の対象は当該登録又は許可に限る。
- 2 第6条第1項又は第2項の規定による事業停止命令に違反したとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合
 - (1) 法第20条第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 法第42条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 法第51条第1項第1号の規定に該当したとき。
 - (4) 法第51条第1項第2号の規定に該当し、かつ、改善が不可能であるとき。ただし、処分の対象は法第42条第1項の規定による登録に限る。
 - (5) 法第53条第1項の規定に違反したとき。
 - (6) 法第58条第1項第1号の規定に該当したとき。
 - (7) 法第58条第1項第2号の規定に該当し、かつ、改善が不可能であるとき。ただし、処分の対象は法第53条第1項の規定による登録に限る。
 - (8) 法第60条第1項の規定に違反したとき。
 - (9) 法第66条第1号（法第72条において準用する場合を含む。）後段の規定に該当し、かつ、情状が特に重いとき。
 - (10) 法第66条第2号（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該当したとき。
 - (11) 法第66条第3号（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該当し、かつ、改善が不可能であるとき。ただし、処分の対象は法第60条第1項（法第72条において読み替えて準用する場合は法第67条第1項）の規定による許可に限る。
 - (12) 法第67条第1項の規定に違反したとき。
 - (13) 法第70条第1項の規定に違反したとき。
 - (14) 法第90条第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (15) 法第122条第11項の規定に違反したとき。
- 4 事業停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第6条第1項又は第2項の規定による事業停止命令の対象となる違反行為をしたとき。
- 5 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

別表第2（第6条関係） 事業停止命令の基準

<p>1 別表第1 3、4、又は5項のいずれかに該当する場合（第7条第1項の規定により、登録又は許可の取消しを行わなかったものに限る。）</p>	<p>180日</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第51条第1項第2号の規定に該当したとき。ただし、処分の対象は法第42条第1項の規定による登録に係る事業に限る。 (2) 法第58条第1項第2号の規定に該当したとき。ただし、処分の対象は法第53条第1項の規定による登録に係る事業に限る。 (3) 法第66条第3号（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該当したとき。ただし、処分の対象は法第60条第1項（法第72条において読み替えて準用する場合は法第67条第1項）の規定による許可に係る事業に限る。</p>	<p>必要な改善期間</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第16条第5項（法第18条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。 (2) 法第46条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (3) 法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 法第57条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 法第63条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (6) 法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (7) 法第71条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (8) 法第130条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (9) 法第131条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>30日</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。 (2) 法第66条第1号（法第72条において準用する場合を含む。）後段の規定に該当したとき。</p>	<p>10日</p>